

II

教育職員免許状を 取得するために 必要なこと

1 学校の先生になる!!	24
2 教育職員免許状	25
3 教師になろう!	26
4 参観実習	28
5 介護等体験	29
6 教育実習	31
7 教員採用試験	34

本学では経営学部・リベラルアーツ学部・観光学部を除く5学部9学科に教職課程が設置されています。

教職課程の受講を行い、所定の科目の単位をすべて修得すると、卒業と同時に教育職員免許状を取得することができます。

1 学校の先生になる!!

学校の先生になるためには、①教育職員免許状を取得する、②教員として採用される、という2つの大きなハードルがあります。

1 学校種別

- 学校を運営別に分けると、以下の3つに区分されます。
 - ① 公立：各都道府県や自治体
 - ② 私立：民間
 - ③ 国立：2004年（平成16年）4月より独立行政法人「国立大学法人」の運営
- これらの学校では、採用基準も異なれば、働く教員の立場や待遇など違う部分もたくさんあります。
- 単純に教員数で比較をしてみても、公立が全体の90%以上を占め、私立は10%弱、学校数自体が少ない国立大学法人で働く教員にいたってはわずかに1%、という数字です。ここでは、公立と私立の「教員」に焦点を当てて、その違いを比較していきます。

2 採用の違い

① 公立の場合

各都道府県か政令指定都市が実施する教員採用試験に合格することが必須です。合格者の中から採用が決定しますが、必ずしも希望する学校に配属されるとは限りません。

② 私立の場合

個別の学校単位で行われている「採用試験」に合格することが必須です。

また、各地域にある私学協会に登録し、採用候補者になる方法や、大学に届いた求人票から応募する方法等もあります。

欠員補充のケースが大半で、希望する学校から常に求人があるとは限りません。

*学校とはいえ、私立学校は一般企業のようなものです。採用数も採用時期も、採用の方法も学校・校種（特に幼稚園）によって異なりますので、公立学校の教員になることに焦点を当てて解説を進めます。